
第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の総人口は平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに減少傾向にあり、少子高齢化も急速に進んでいます。

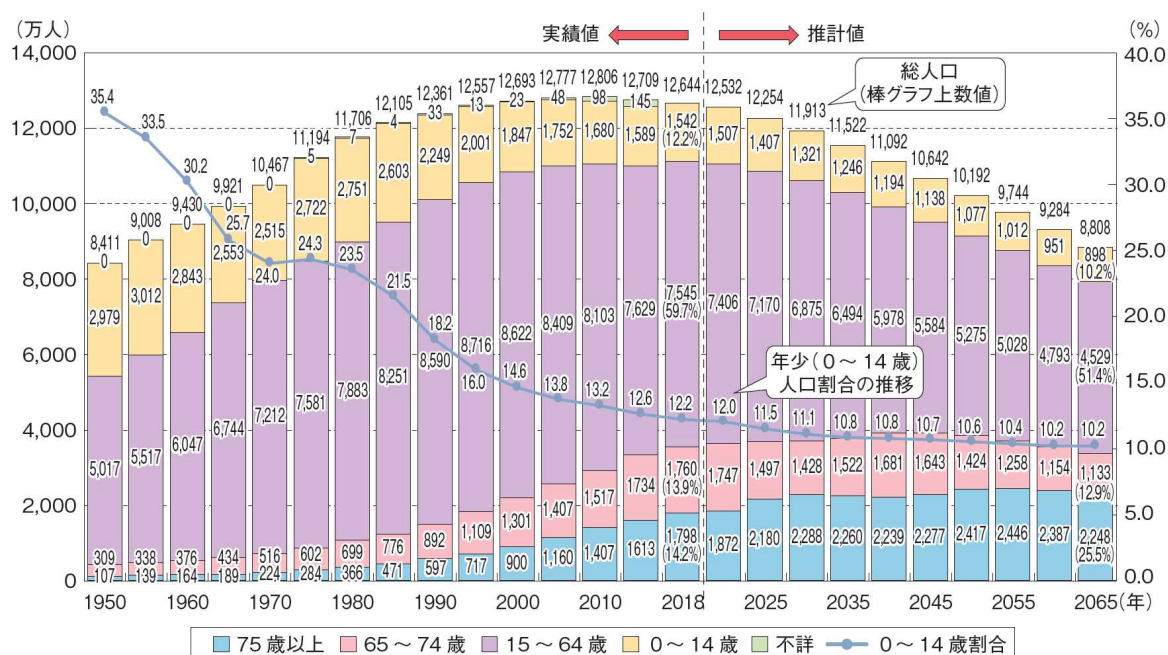
国は少子化対策、女性の社会進出を支援する取組として、平成24(2012)年8月に「子ども・子育て関連3法」を含む“社会保障と税の一体改革”にかかる関連8法を成立し、医療・介護・福祉・子育ての社会保障4分野を重点的に改革する道筋が示されました。そして、平成27(2015)年度から「子ども・子育て支援新制度」が導入されました。

これを受けて、全国の市町村では、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』、『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』、『地域の子ども・子育て支援の充実』に取り組んできました。

本町でも、子ども・子育て関連3法の成立を受けて、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」(計画期間：平成27(2015)年から平成31(2019)年度(以下、「前計画」といいます。))を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に応じた提供体制の確保のほか、内包した次世代育成支援対策行動計画に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

このたび、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間満了を迎え、計画策定後の子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」、「子育て安心プラン」の内容や方向性を踏まえる必要があるとともに、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、「第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」といいます。)を策定しました。

図表 我が国の総人口及び人口構造の推移と見通し



出典：内閣府「令和元年版少子化社会対策白書」

2 計画の基本事項

2-1 計画の対象

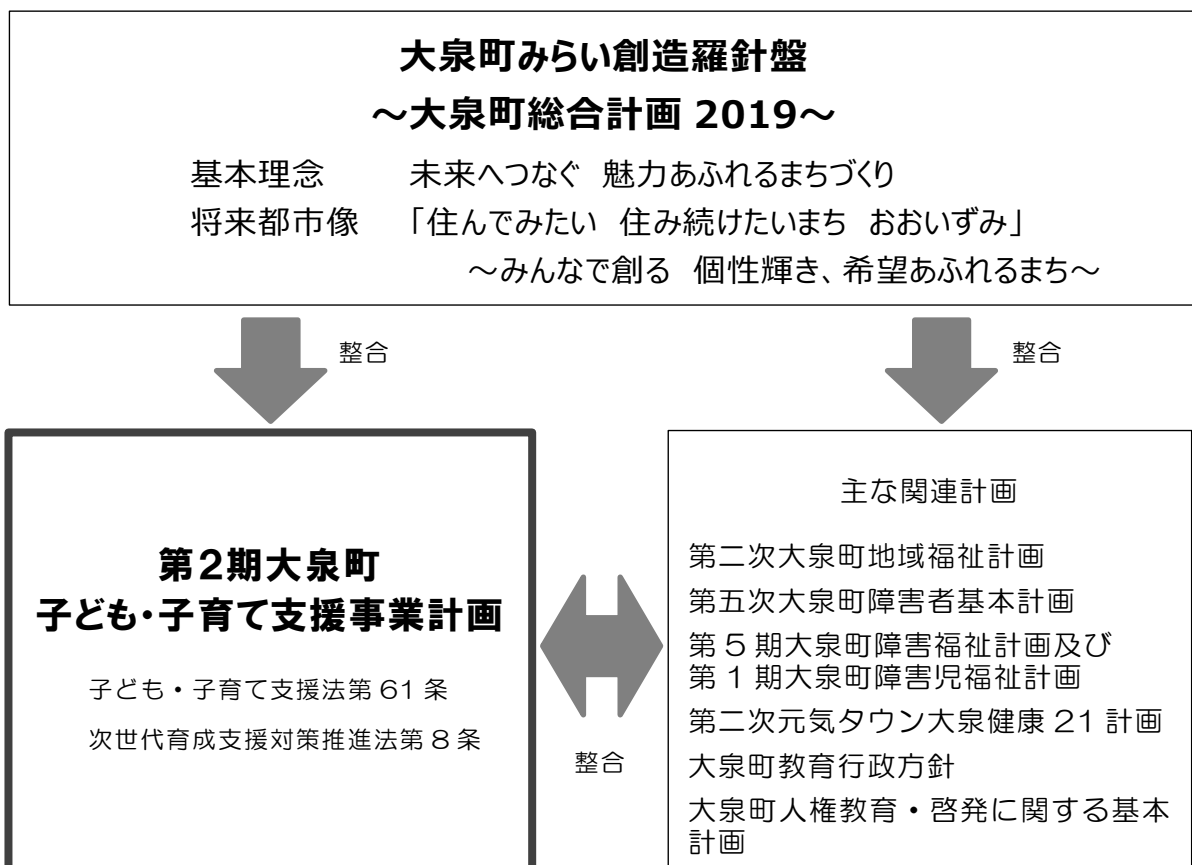
本計画の対象は、町内のすべての子どもとその家族、地域住民とします。また、「子ども」とは、おおむね 18 歳未満を対象としています。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととします。

2-2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」とともに、次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～」を上位計画とし、令和元（2019）年度に終了する「第 1 期大泉町子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、子どもの福祉や教育に関する各種計画との整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく教育・保育、子育て支援施策を計画的に実施するために定めたものです。



2-3 計画の期間

本計画の期間は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、情勢の変化を考慮し、必要な計画の見直しを行います。

平成 27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)
第1期計画									
		中間 見直し			本計画（第2期計画）				
							中間 見直し		

2-4 計画の策定体制

（1）大泉町子ども・子育て会議

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「大泉町子ども・子育て会議」にて、委員の意見を聴取して策定しました。

同会議は、本町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議します。

（2）アンケート調査及びパブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、子育て中の住民の子育てに関する意識やニーズ等の動向を把握するため、平成31（2019）年1月に「大泉町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

また、さらに広範な住民の意見を反映させるため、計画素案を広く公表し、パブリックコメントを実施しました。



